

2026 年 9 月 7 日

被保険者(従業員)および被扶養者(ご家族)の皆様

東宝健康保険組合

インフルエンザ予防接種補助金に関して

インフルエンザの流行に備えるため、従業員並びにご家族の皆様におかれましては積極的な予防接種をお願い致します。東宝健康保険組合では外部医療機関での接種をされた方への補助を行っております。申請方法は下記の通りですので、ご確認のうえ申請してください。

外部医療機関での接種【受診者立替(健保に申請)】

■対象者

- ・被保険者(従業員)及び被扶養者

■接種回数

- ・1回の接種 但し、13歳未満の方は原則として2回接種(1回で済むワクチンの場合は1回の接種が対象)

■期間

- ・対象となる接種期間 2026年10月1日(木)～2027年1月31日(日)
- ・補助金申請受付期間 2026年11月4日(水)～2027年2月5日(金)

■申請方法・注意事項 必要なもの～申請書と領収書(原本)

- ・領収証(原本)には、接種日(上記の期間内)と受けた方全員のお名前(フルネーム)とインフルエンザ予防接種と記載されていることが必要です。

また13歳以上の方は2回接種を受けても補助は1回分のみですのでご注意ください。

- ・補助の対象は国内で認可を受けたワクチンのみです。
- ・会社を取りまとめて精算している場合は、会社の健保担当者へ提出してください。

東宝健康保険組合に直接提出する場合は、本人確認のため資格確認書や資格情報のお知らせなど身分を証明できるものを提示のうえ、申請書と領収書(原本)をご提出ください。尚、東宝健康保険組合は10時から17時(昼休憩12時30分から13時15分)の時間内でお越しください。

■補助金の受け取り

- ・会社を取りまとめて精算している場合は、会社から支給されます。

東宝健康保険組合(10時から17時)に直接提出する場合は、時間に余裕がある時にお越しください。※昼休憩中(12:30～13:15)は対応できません。

以上

お問い合わせ先 東宝健康保険組合 TEL 03-3212-8400